

病院開設者の変更について

1 趣旨

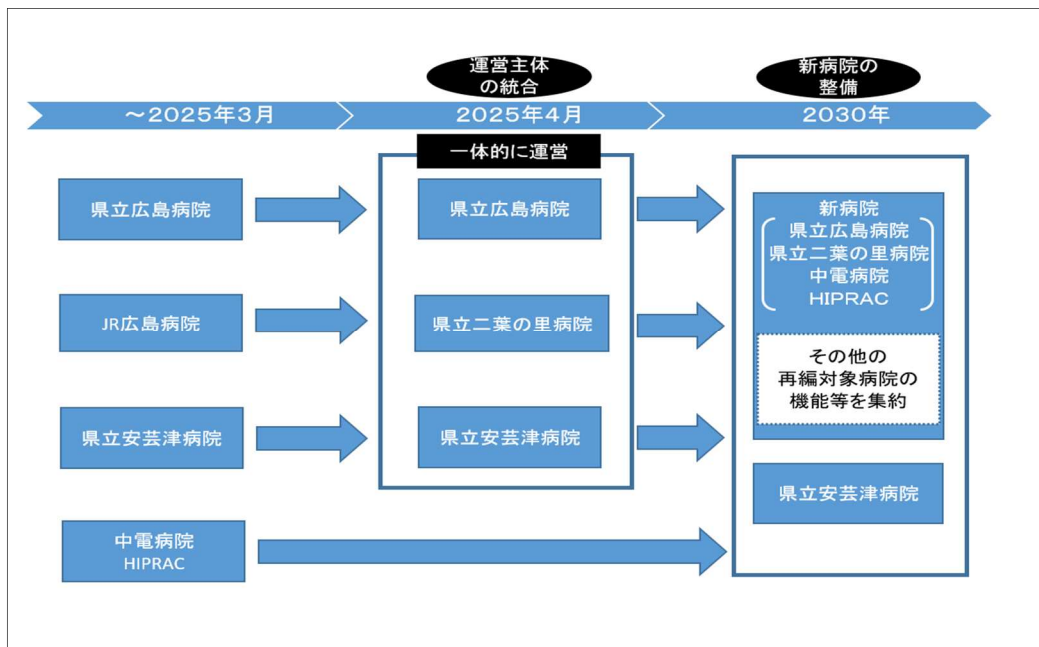
(1) 地方独立行政法人の設立について

高度医療・人材育成拠点（以下「新病院」という。）の開院に向け、令和7年4月1日に地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「機構」という。）を設立し、現在の県立広島病院、県立安芸津病院、J R 広島病院を一体的に運営することとしており、新病院開院後は、新病院と県立安芸津病院を運営していくこととしている。

機構設立により、県立広島病院及び県立安芸津病院の開設者は広島県から機構に、J R 広島病院の開設者は医療法人 J R 広島病院から機構となる。

※ J R 広島病院は令和7年4月1日に「県立二葉の里病院」に名称を変更する。

【再編・統合スキーム】



(2) これまでの経緯及び今後の予定等

令和5年9月 高度医療・人材育成拠点 基本計画策定

令和6年3月 地方独立行政法人広島県立病院機構の定款を制定

令和6年12月 職員の引継、病院事業者の廃止など機構設立に伴う関係条例の制定

県から機構へ承継させる権利や中期目標の策定

令和7年3月 機構の設立認可

令和7年4月1日 機構設立予定、中期計画の認可

県立広島病院及び県立安芸津病院は移行型地方独立行政法人として、J R 広島病院は事業譲渡により医療法人から機構となる。なお、新病院開院まで各病院の運用は現状のままである。

令和12年度 新病院開院予定

2 その他、本会議での協議事項等

機構設立に伴い「地域医療支援病院の名称使用」「地域医療総合確保基金の活用」の2点について、本会議の協議事項としたい。

(1) 地域医療支援病院名称承認の継続について 協議事項(3)②

機構運営下の県立広島病院、県立二葉の里病院において、引き続き地域医療支援病院としての名称使用の承認を受けたい。

(2) 地域医療総合確保基金の活用について 協議事項(3)③

地域医療総合確保基金を活用し、機構の設立に伴う職員の処遇を統一する経費の補助を受ける。